

創価大学 学友会 会則

平成 21 年 12 月 16 日改正

第1章 総 則

第1条 【名称】

本会は「創価大学学友会」と称し、本部を、東京都八王子市丹木町1丁目236番地創価大学内に置く。

第2条 【目的】

本会は、創立者池田大作先生の掲げられた「人間教育の最高学府たれ」「新しき大文化建設の揺籃たれ」「人類の平和を守るフォートレス(要塞)たれ」との建学の精神に基づき、本学の重要な教育活動の一環として課外活動を行うものである。本会は、クラブ活動を通じて更なる人格形成を目指し、本会会員相互の親睦を計りつつ、学内外での実績をもって、広く一般社会に開かれた大学建設の実現を目的とする。

第3条 【自治】

本会は、創価大学学友会に属する公認団体をもって組織し、その構成員の自治により運営する。

第4条 【会員】

1. 会員は、正会員と特別会員の2種とする。
2. 正会員は、創価大学の各学部の学生とする。但し、大学に対し施設・設備費を納入している者に限る。
3. 特別会員は、創価大学に所属する教員および職員とする。

第2章 組 織

第5条 【会長】

1. 本会の代表として会長を置く。
2. 会長は、学長とする。

第6条 【副会長】

1. 本会に副会長1名を置き、会長を補佐する。
2. 副会長は学生部長、または会長が教職員の中から指名する者とする。

第7条 【団体】

1. 本会の公認団体は、部と同好会とする。
2. 本会の公認団体は、団体役員として団体責任者・団体副責任者・会計担当者・顧問の4役を置く。但し、団体責任者・団体副責任者・会計担当者は正会員、顧問は特別会員とする。
3. 団体の公認に関する条項は、別の第4章に定める。
4. 本会における愛好会は、登録団体とする。
5. 本会における公認・登録団体以外のすべての所属団体は、サークル団体とする。

第8条 【機関】

本会に次の機関を置く。

- (1) 学友会本部(以下、「本部」と称する。)
- (2) 局及び会(以下、「局」と称する。)
- (3) 協議会
- (4) 代議員会
- (5) 会計監査委員会

第3章 機 関

第1節 本部

第9条 【目的】

1. 本会に本部を置く。
2. 本部は、本会に所属している全ての団体の活動を援助・推進することを目的とする。
3. 本部役員は、3局及び会計局・事務局の役員によって構成される。

第10条 【運営委員長】

1. 本部を代表する者として、運営委員長を置く。
2. 運営委員長を補佐するものとして副運営委員長2名を置く。
3. 運営委員長は、3局委員長の中から運営委員会による推薦の後、代議員会の選出を得て決定する。
4. 副運営委員長は、運営委員長以外の局委員長とする。

第11条 【運営委員会】

本部における最高の審議・議決機関として運営委員会を置く。

第12条 【運営委員】

1. 運営委員会には、次の運営委員を置く。

(1) 運営委員長	1名
(2) 副運営委員長	2名
(3) 運営役員	9名

計12名
2. 事務局・会計局は、局の役員を運営委員会に出席させなければならない。

第13条 【選出】

運営役員は、3局の副委員長とする。

第14条 【議長団】

1. 運営委員会に、議長、副議長、書記による議長団を置く。
2. 議長は運営委員長とし、副議長を副運営委員長とする。
3. 議長は事務局の役員の中から書記若干名を指名し選出することができる。

第15条 【開催】

1. 運営委員会は、運営委員長の招集により開催する。
2. 運営委員会には、運営委員長が認めた場合、運営委員以外の参加者を認める。

第16条 【審議】

運営委員会は次の事項を審議・議決する。

- (1) 事業計画と予算に関する事項
- (2) 部籍に関する事項
- (3) 会則に関する事項
- (4) 施設に関する事項
- (5) 各種関連行事に関する事項
- (6) 本部の組織および運営に関する事項
- (7) その他、本会の認めた重要事項

第17条 【定足数】

1. 運営委員会の定足数は、運営役員8名以上とする。
2. 委任状は議長に対し提出し、3票未満とする。

第18条 【議決】

運営委員会の議決は、出席した運営役員の過半数とする。但し、可否同数となった場合は議長が1票投じるものとする。

第19条 【会計局】

本部の会計を担当する局として会計局を運営委員会の下に置く

1. 会計局員は3局(学術局・文芸局・体育会)より選出する。
2. 本部の会計担当として会計局長1名、副局長2名を置く。
3. 会計局長1名は会計局員の総意をもって運営委員会での承認により決定する。副局長2名においても同様とする。
4. 会計局局員は3局(学術局・文芸局・体育会)に各2名ずつ派遣され各局の会計を担当する。
5. 会計局担当者の任期は1年とする。再任はこれを認めない。

第20条 【事務局】

1. 本部の運営を円滑に行うために、運営委員会の下に事務局を置く。
2. 事務局に局長1名、副局長と局員を若干名置く。
3. 局長及び局次長は正会員の中から運営委員会の承認により選出する。
4. 局員は正会員の中から局長の指名により選出する。

第21条 【特別委員会】

1. 運営委員会は、必要と認めた場合、運営委員長の諮問機関とし特別委員会を置くことがある。
2. 特別委員会に、委員長1名、副委員長2名以内、会計1名、委員若干名を置く。
3. 委員長、副委員長、会計は3局役員の中から運営委員長の指名により選出する。
4. 委員は、正会員の中から委員長の指名により選出する。
5. 特別委員会は、運営委員会に対して決算報告ないし業務を終了した時点で解散する。

第22条 【学友会総務部】

1. 本会に、本会の運営を補佐するため学友会総務部を置く。
2. 学友会総務部は、本学職員ならびに、それに準ずる者で構成する。
3. 学友会総務部役員は、会長が任命する。

4. 学友会総務部は学友会及び各局の運営に直接関わることはできない。

第2節 局

第23条 【目的】

本会は、本会に所属している全ての団体の活動を援助・推進するために局を置く。

第24条 【構成】

1. 局は、学術局、体育会、文芸局とする。
2. 本会に所属している全ての団体は、必ず何れかの局に所属しなければならない。
3. 所属に関する条項は、第4章 団体の公認の事項に定める。

第25条 【委員長】

1. 各局に委員長を置く。
2. 委員長は、局を代表し、局に関する全ての運営を統括する。
3. 委員長は、団体役員会で選出する。
4. 委員長は、団体役員会の議長を兼ねる。
5. 委員長の任期は1年とする。再任はこれを認めない。

第26条 【副委員長】

1. 各局に委員長を補佐する者として、副委員長3名を置く。
2. 副委員長は、委員長が指名し、団体役員会が承認して選出する。
3. 副委員長の内1名は、委員長の指名により団体役員会の副議長を兼ねる。
4. 副委員長の任期は1年とする。再任はこれを認めない。

第27条 【会計局員】

学術局・文芸局・体育会の3局より学友会の財政を管理するものとして、会計局員2名を置く。

1. 会計局員は、委員長が指名し、団体役員会が承認して選出する。
2. 選出された会計局員は局の会計も担当する。
3. 会計担当者の任期は1年とする。再任はこれを認めない。

第28条 【委員】

各局の運営役員として、委員を置く。人数と選出に関しては、別に定める局規約の中に、その条項を設ける。

第29条 【団体役員会】

1. 各局における最高の審議・議決機関として、団体役員会を置く。
2. 団体役員会は、局役員及び団体役員によって構成される。
3. 団体役員会は、議長の指名により、局委員から書記若干名を選出する。尚、議長は議事運営に関する一切の権限を有する。
4. 団体役員会は、議長が認めた場合、局役員及び団体役員以外の参加者を認める。
5. 団体役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 年間事業計画に関する事項
 - (2) 予算と決算に関する事項
 - (3) 委員長の選出に関する事項
 - (4) 規約に関する事項
 - (5) その他、局運営に関する重要事項

第30条 【その他】

その他、局の運営に関しては、局規約にその条項を設ける。

第3節 協議会

第31条 【目的】

本会に、正会員と特別会員の協議機関として協議会を置く。

第32条 【構成】

協議会は、学生部委員会に所属する教員、運営委員、総務部役員および学友会会長の認めた職員で構成される。

第33条 【開催】

協議会は、学友会会長の招集、もしくは運営委員会の要請で開催する。

第34条 【協議】

協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 年間事業計画に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 会計監査委員会の報告に関する事項
- (4) 部籍に関する事項
- (5) 会費および会則の改正に関する事項
- (6) その他、本会に関する重要事項

第4節 代議員会

第35条 【目的】

本会における最高の審議・議決機関として代議員会を置く。代議員会の運営については、別に細則を設ける。

第36条 【構成】

代議員会は、会長、副会長、協議会委員、総務部役員、3局役員、運営委員会事務局役員(以下、事務局役員と称する)及び団体役員によって構成される。

第37条 【議長団】

1. 代議員会に議長、副議長、書記による議長団を置く。
2. 議長は、運営委員会が3局役員から推薦し出席団体の3分の2以上の賛成をもって選出する。
3. 副議長1名は、議長が3局役員の中から指名し議長を補佐する。
4. 書記は2名以内とし、議長が3局役員および事務局役員の中から指名する。

第38条 【招集】

会長は、次の場合、代議員会を招集しなければならない。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 団体責任者の10分の1以上の者が、会議の目的を明示し要請した場合
- (3) 運営委員会が要請した場合

第39条 【審議】

代議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 年間事業計画に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 部籍に関する事項
- (4) 運営委員長の選出に関する事項
- (5) 会費および会則の改正に関する事項
- (6) 施設に関する重要事項
- (7) 各種関連行事に関する事項
- (8) その他、本会に関する重要事項

第40条 【定足数】

1. 代議員会の定足数は、本会公認団体数の4分の3以上とする。
2. 委任は議長に対して行い、全公認団体数の5分の1未満とする。

第41条 【委任状】

委任状は以下の理由に限り、有効とする。

- (1) 試合・遠征の日程と重なっている。
- (2) 学外での公演・演奏会の日程と重なっている。
- (3) その他、運営委員会が認めた理由。

第42条 【議決】

1. 代議員会の議決権は1団体1票とし、団体役員の内1名がこれを行行使する
2. 代議員会の議決は、出席団体数の過半数以上とする。
3. 議決は、挙手あるいは投票によって行う。議決数は、採決毎に確認する。
4. 議決数が賛否同数となった場合で、委任状が議長に対して提出されている場合に限り、議長はその委任の権限を行行使することができるとする。尚、その権限の行使の際、議長はその中立の立場から、出席委員としての1票を投じることができるとする。

第5節 会計監査委員会

第43条 【目的】

本会の決算に対する監査を行う機関として会計監査委員会を置く。

第44条 【構成】

1. 会計監査委員会は委員2名以上によって構成する。
2. 委員1名は特別会員から会長が任命する。
3. 特別会員以外の委員1名以上は、学友会本部役員の中から運営委員長が任命する。
4. 委員の任期は1年とする。但し、特別会員の再任を妨げない。

第45条 【兼職の禁止】

会計監査委員は会長、副会長、運営委員、その他会計に関する役職との兼職はできない。

第46条 【権能】

会計監査委員会は、本会の全ての機関・団体の決算に関する、帳簿の公開、経理状況の説明を求めることが

できる。

第47条 【合否の決定】

決算に対する監査の合否判定には、委員全員の賛成を必要とする。

第48条 【不合格の場合の対応】

1. 監査結果が不合格の場合、会計監査委員会は、協議会に理由を付して報告する。
2. 前項の条件に該当した場合、協議会において審議の後、会長の責任において次の何れかの処置を行う。
 - (1) 特別会員による本会総体の会計の管理
 - (2) 運営委員会による不合格の機関・団体の会計の管理、及び部籍の検討
 - (3) その他、協議会の決定による特別設置

第4章 団 体

第49条 【団体設立】

本会正会員は、団体を設立する権利を有する。

第50条 【団体への所属】

団体に所属する権利を有するのは、本会正会員のみとする。

第51条 【団体の活動への参加】

団体の活動に参加する権利を有するのは、創価大学に在学し、その団体に所属している正会員のみとする。但し、局委員長が認めた者はその限りではない。

第52条 【所属年数】

本会は正会員の団体への所属を、入学年度から4年間までとする。また、編入・転籍の場合は、編入・転籍時の期に準ずるものとする。

第53条 【所属年数の延長】

以下のイ、ロ、ハ いずれかに該当する者は、下記の1から5の全てを遵守できる者に限り、該当期間に相当する期間を原則とした所属延長許可を、最大1年間まで得る事ができる。

- イ) 留学に行っていた場合
- ロ) 病気やケガ、やむを得ない事情で休学していた場合
- ハ) その他、局委員長が相当と認めた場合

1. 局委員長と団体責任者の許可を得る事とする。
2. 所属延長申請書が2月末日までに提出されている事とする。但し、上記のイ、ロの該当期間中に2月末日を迎える場合は、この限りではない。その場合、帰国または復学後1か月以内に提出されている事とする。
3. 全ての団体役員に就任しない事とする。
4. 当該時における団体役員による運営(執行部人事・財政執行・目標設定・活動方針設定・活動内容設定)に従う事とする。
5. その他、局委員長・団体責任者が定める条件を遵守する事とする。

許可を得た者が3から5を一つでも遵守できなかった場合、直ちに局委員長は所属延長許可を取り消す事ができる。

第54条 【愛好会の登録】

本会会則第2条(目的)を共有し、将来、本会公認団体として活動する意思を持って設立された団体は、本会に対し愛好会として登録することができる。登録申請は、以下の手順にそって行うものとする。

1. 申請は、代議員会前1ヵ月の期間を除いて行うこと。
2. 申請時、以下の書類を提出すること。
 - i. 愛好会登録申請書
 - ii. 団体所属員名簿
 - iii. 会計に関する書類
 - iv. 団体規約
3. 申請時、以下の基準を満たしていること。
 - i. 設立理念が明確であること
 - ii. 定期的な活動を行う見込みがあること。
 - iii. 組織の運営に必要な資金を自己調達する能力を有していること。
 - iv. 既存同系団体との相違及び関連の説明ができること
 - v. その他、各局局則に定める条件
4. 前項までの条件を満たした団体は、申請を受けた局及び、運営委員会の議を経て、本会運営委員長の許可を得た後、当該局の愛好会として登録される。

第55条 【愛好会の更新】

1. 本会所属の愛好会は本会登録団体として活動する意思がある場合、所属する局に対して前後期の年2回、更新申請をしなければならない。更新申請に必要な書類は、以下の通りとする。
 - i. 愛好会更新申請書
 - ii. 団体所属員名簿
 - iii. 会計に関する書類
 - iv. 団体規約(前期のみ)
2. 更新の審議は以下の基準で行われる。
 - イ、更新申請書類が期限までに提出されていること
 - ロ、本会会則第2条を共有していること
 - ハ、各局局則の愛好会の更新条項に反していないこと
 - ニ、その他、運営委員会が更新相当と認めること
3. 前期更新審議の際、本条2項の更新審議基準に抵触する団体に対し、その団体の所属する局による審議の上で問題があると判断された場合、その局委員長は警告を通達することができる。警告を通達された団体は、本年10月31日までに警告を受けた事項を改善できない場合は、登録抹消の審議対象団体となる。
4. 登録抹消の審議は後期の更新審議の時にのみ行う。登録の抹消条件は本条3項の措置のみとする。

第56条 【公認団体】

本会の目的・理念に則り、本会及び各局の規定を満たす団体を、本会の公認団体とする。本会は、本会会則第2条の目的達成のために、公認団体として同好会及び部を設置する。

第57条 【同好会への昇格条件】

本会が団体として公認するためには、以下の学友会公認基準と所属の局基準を満たさなければならない。局基準については局則に定める。

- ① 設立理念が明確であり、かつ本会会則第2条(目的)に則していること。
- ② 組織の運営に必要な資金を自己調達する能力を有していること。
- ③ 特別会員である顧問の承諾を得ていること。
- ④ 既存同系団体との相違及び関連の説明ができること。
- ⑤ 以下の書類を提出していること。
 - i. 団体昇格申請書
 - ii. 団体所属員名簿
 - iii. 今年度の活動報告書
 - iv. 来年度の活動計画書

第58条 【同好会への昇格審議（公認審議）】

1. 公認申請をした団体が、前条の公認条件を満たし、代議員会の承認を得た場合、本会はこれを公認しなければならない。
2. 公認申請は、希望する局へ行う。
3. 公認条件の審査は、申請を受付けた局がまずこれを行い、続いて運営委員会が行う。運営委員会において条件が満たされていると判断された場合、申請団体の推薦状を作成し代議員会に提出する。
4. 会長は、申請団体の公認が代議員会の承認を得た場合、申請団体の代表者に対し、会長承諾書に署名捺印し、公認されたことを通達する。
5. 公認された団体は、申請した局の同好会となる。

第59条 【部への昇格条件】

同好会は、部への昇格を申請することができる。本会が部への昇格を認めるためには、以下の学友会昇格基準と所属の局基準を満たさなければならない。局基準については局則に定める。

- ① 本会会則第56条の学友会公認基準及び所属局の局基準を満たしていること。
- ② 団体役員会への欠席がないこと。但し、委任状が認められた場合を除く。なお2回の遅刻を1回の欠席として換算する。
- ③ 代議員会への欠席がないこと。但し、委任状が認められた場合を除く。
- ④ 月間活動予定表の未提出がないこと。提出期限より5日間までを遅滞とし、それ以降は未提出とする。なお、2回の遅滞を1回の未提出として換算する。
- ⑤ 会計監査委員会の反対がないこと。
- ⑥ 以下の書類を提出していること。
 - i. 団体昇格申請書
 - ii. 団体所属員名簿
 - iii. 今年度の活動報告書
 - iv. 来年度の活動計画書

第60条 【部への昇格申請】

1. 昇格申請をした団体が、前条の昇格条件を満たし、代議員会の承認を得た場合は、本会はこの団体を部へ昇格させなければならない。
2. 昇格申請は、昇格申請団体が所属する局へ行う。
3. 昇格条件の審査は、申請を受付けた局がまず行い、続いて運営委員会が行う。運営委員会において条件が満たされていると判断された場合、申請団体の推薦状を作成し代議員会に提出する。
4. 会長は、申請団体の昇格が代議員会の承認を得た場合、申請団体の代表者に対し、会長承諾書に署名捺印し、部へ昇格されたことを通達する。

第61条 【愛好会への降格条件】

以下の条件に1つでも該当する同好会は、愛好会への降格審議対象団体とする。

- ① 代議員会を欠席した場合。但し、委任状が認められた場合は、この限りではない。
- ② 団体役員会への欠席が年間3回以上の場合。但し、委任状が認められた場合はこの限りではない。
- ③ 月間活動予定表の未提出が年間3回以上の場合。提出期限より5日間までを遅滞とし、それ以降は未提出とする。なお、2回の遅滞を1回の未提出として換算する。
- ④ 本会会則第48条に基づく措置。
- ⑤ 本会会則ならびに団体の所属する局の規定に対する重大な違反があった場合。
- ⑥ 本会会則第85条2項に違反する行為があった場合。
- ⑦ 本会会則第69条4項に基づく措置。

第62条 【愛好会への降格審議】

1. 本会所属の同好会のうち、本会会則第61条に該当する団体がある場合、所属局委員長は、その団体の愛好会への降格審議を局内で行わなければならない。
2. 審議の対象となった団体は、抵触の是非について異議申立をすることができる。

第63条 【愛好会へ降格の決定】

1. 局内での審議の結果、降格であると判断された場合、所属局委員長は、愛好会への降格届に署名捺印のうえ、運営委員会に提出しなければならない。
2. 運営委員長は、提出された団体の降格が運営委員会の承認を得た場合、運営委員長承諾書に署名捺印のうえ、代議員会に提出、報告しなければならない。
3. 会長は、提出された団体の降格が代議員会に提出、報告された後、降格団体の団体責任者に対し、会長承諾書の署名捺印をもって愛好会への降格を通達する。
4. 降格が決定した団体は、公認団体としての権利を失う。但し、今後も活動を続ける意思のある団体は、愛好会として学友会に届け出ることができる。愛好会の登録に関する規定は、第53条に定める。

第64条 【同好会への降格条件】

以下の条件に1つでも該当する部は同好会への降格審議対象団体とする

- ① 代議員会を欠席した場合。委任状が認められた場合は、この限りではない。
- ② 団体役員会への欠席が年間2回以上の場合。但し、委任状が認められた場合はこの限りではない。なお2回の遅刻を1回の欠席として換算する。
- ③ 月間活動予定表の未提出が年間2回以上の場合。提出期限より5日間までを遅滞とし、それ以降は未提出とする。なお、2回の遅滞を1回の未提出として換算する。
- ④ 本会会則第48条に基づく措置。
- ⑤ 本会会則ならびに団体の所属する局の規定に対する重大な違反があった場合。
- ⑥ 本会会則第85条2項に違反する行為があった場合。
- ⑦ 本会会則第69条第4項に基づく措置。

第65条 【同好会への降格審議】

1. 本会所属の部のうち、本会会則第64条に該当する団体がある場合、所属局委員長は、その団体の同好会への降格の審議を局内で行わなければならない。
2. 審議の対象となった団体は、抵触の是非について異議申立をすることができる。

第66条 【同好会への降格の決定】

1. 局内での審議の結果、降格であると判断された場合、所属局委員長は、同好会への降格届に署名捺印のうえ、運営委員会に提出しなければならない。
2. 運営委員長は、提出された団体の降格が運営委員会の承認を得た場合、運営委員長承諾書に署名捺印のうえ、代議員会に提出、報告しなければならない。
3. 会長は、提出された団体の降格が代議員会に提出、報告された後、降格団体の団体責任者に対し、会

長承諾書の署名捺印をもって同好会への降格を通達する。

第67条 【部籍審議】

1. 設立・昇格・降格の部籍審議の承認は後期代議員会で行う。
2. 審議の対象となる期間は、前年 11月 1日から本年 10月 31日までの 1年間とする。
3. 後期代議員会で承認された部籍に関する事項は、翌年 4月 1日より有効とする。
4. 部籍審議の基準は、学友会会則第56条・同58条・同60条・同63条とする。

第68条 【継続申請】

本会公認団体である同好会及び部は本年も公認団体として活動する意思がある場合、年度の始めに、所属する局に対して継続申請をしなければならない。継続申請に必要な書類は、以下の通りとする。

- ① 団体継続願
- ② 団体継続承諾書
- ③ 団体所属員名簿
- ④ 団体規約
- ⑤ 前年度活動報告書
- ⑥ 学外者名簿
- ⑦ 学外者許可願
- ⑧ 会計に関する書類

第69条 【継続審議】

1. 継続審議は、各局委員が責任をもって行う。
2. 継続審議の承認は前期代議員会で行われる。
3. 継続審議は以下の基準で行われる。
 - イ、継続申請書類が期限までに提出されていること
 - ロ、本会会則第2条に反していないこと
 - ハ、各局の局則に反しないこと
 - ニ、その他、運営委員会が継続相当と認めること
4. 本条3項の継続審議基準に抵触する団体に対し、その団体の所属する局による審議の上で問題があると判断された場合、その局委員長は警告を通達することができる。警告を通達された団体は、本年 10月 31日までに警告を受けた事項を改善できない場合は、降格の審議対象団体となる。
5. 本条3項の継続審議基準に抵触する団体は、前期にその団体の団体責任者およびそれに準ずる執行部員とその団体が所属する局の委員とで会議を行い、問題点の把握と改善方法を確認しなければならない。

第5章 財 政

第70条 【収入】

本会の経費は、会費その他の収入を以てこれに充てる。

第71条 【会費の徴収】

1. 会費は、学友会費として、全会員から徴収する。
2. 正会員は、入学時に、19,000円を納入する。
3. 特別会員は、毎年、教員 4,500円、職員 4,500円を納入する。

第72条 【会計年度】

本会会計年度は、1ヶ年とし、4月1日から翌3月31日までとする。

第73条 【予算の作成】

予算は、運営委員会が作成し、代議員会において決定する。

第74条 【配分】

1. 運営委員会は予算案を作成するにあたり、本会会費の公平な分配を目的としなければならない。
2. 会費は、運営委員会費、学友会本部運営費、会員援助金、局費とに配分される。但し、運営委員会費は、会員徴収総額の2%未満とする。
3. 局費は、運営費と団体支給金とに配分される。但し、各局運営費は会員徴収総額の3%未満とする。

第75条 【団体支給金】

団体支給金とは、学友会会則第2条に沿って、学友会費の一部を学友会公認団体(部・同好会)に支援するお金である。支給金額は「会計規約」に基づき、クラブ代表者と各局会計担当との折衝を経て、決定される。なお、同好会に対する支給金額は最大 5 万円とする。「会計規約」は、協議会において検討され、運営委員会において決定される。翌年度の「会計規約」に変更がある場合は、3 月末までに会計責任者会で報告しなければならない。

第6章 活 動

第76条 【学外者】

本会に所属している全ての団体は学外者に指導または支援を依頼することができる。

学外者とは、本学の学生、教員、職員、理事以外の人を指す。

学外者に継続的に指導または支援を受ける場合は、年度ごとに、学友会本部に学外者許可願並びに学外者名簿を提出しなければならない。書類を提出した後、本会運営委員会の議を経て、本会会長、副会長の許可を得なければならない。名簿の変更があれば、学友会本部に報告する。

第77条 【活動時間】

本会に所属している全ての団体の課外活動は、原則として21時までとする。

第78条 【海外渡航】

本会に所属している全ての団体が海外へ活動を行う場合、海外渡航企画書を渡航当日より 2 ヶ月前までに、海外渡航届を 1 ヶ月前までに学友会本部に提出し、変更があった場合は随時学友会本部に報告する。

第79条 【国内合宿届】

本会に属している全ての団体が国内において合宿を行う場合、合宿当日より 10 日前までに国内合宿届を学友会本部に提出する。

第80条 【学外活動届】

本会に所属している全ての団体が学外で活動を行う場合、原則として学外活動日より 10 日前までに学外活動届を学友会本部に提出する。

第7章 リコール

第81条 【リコール】

学友会に所属する役員全ては、それぞれ選出された団体、または個人によってリコールされることがある。その方法は、選出された方法と同様とする。

第8章 会費並びに会則の改正

第82条 【改正】

会費および会則の改正は、運営委員会が作成し、代議員会において審議する。

第83条 【成立】

会費及び会則の改正は、代議員会の3分の2以上の賛成及び会長の承認を必要とする。

第84条 【局則について】

局則改正については運営委員会の審議を経た後、団体役員会にて承認を得る。

第9章 施 設

第85条 【使用について】

1. 本会所属団体は、大学の諸施設を使用する場合、大学もしくは諸施設の規定に従わなければならない。
2. 本会所属団体が、大学諸施設の規定に著しく違反した場合、公認団体としての資格を失うことがある。
3. クラブハウス(第1クラブハウス、第2クラブハウスおよびその付帯施設)については、学友会運営委員会が管理運営する。なお詳細については、別のクラブハウス運営規定に定める。

第10章 罰 則

第86条 【罰則】

本会会則または局則に違反し、あるいは本会の秩序を乱し、建学の精神を著しく毀損した公認団体については本会運営委員会の議を経て次の処置を行うことがある。

一、注意

口頭や、文書にて注意を促す。

一、戒告

始末書を本会運営委員長及び本会会長に提出し、将来を戒める。

一、予算の削減

団体予算の支給金の何割かを削減する。

一、活動の停止

学内における施設の使用の停止。(クラブハウス、教室、グラウンド、体育館など)

一、降格処分

部は同好会へと降格される。同好会は愛好会へと降格される。

一、除籍処分

学友会所属団体から除籍される。

第87条 【異議申立】

前条の処置につき不服である場合、当該団体は、学友会副会長に対して異議申立をすることができる。
当該処分及び異議の当否については学友会会長が判断する。

第11章 付 則

第88条 【学友会会則の最高内規性】

学友会内で制定される内規はすべて学友会会則に反してはならない。

第89条 【施行】

本会則は、平成 21年 12 月 16 日より施行する。

平成7年 12 月 7日制定
平成9年 12 月 16 日改正
平成 11 年6月 14 日改正
平成 12 年 12 月 13 日改正
平成 13 年6月 13 日改正
平成 14 年 12 月 18 日改正
平成 16 年 12 月 22 日改正
平成 17 年 12 月改正
平成 19 年 12 月 12 日改正
平成 20 年7月4日改正
平成 20 年 12 月 19 日改正
平成 21 年 7 月 15 日改正
平成21年12月16日改正